

青森市地域防災計画の修正について

1 修正の趣旨

防災基本計画の修正、青森県地域防災計画の修正及び市の防災対策の見直し等に伴い、青森市地域防災計画を修正するもの。

2 主な修正内容

※【 】内は、「資料 4-1 新旧対照表」の該当箇所

1 防災基本計画の修正（令和 6 年 6 月）を踏まえた修正

（1）令和 6 年能登半島地震を踏まえた修正

①被災地の情報収集及び進入方策

- ・車両や資機材の充実・小型化・軽量化

【P43 第 4、第 5】

- ・無人航空機、SAR 衛星、衛星インターネット等の活用

【P59 第 4、P74 第 5】

- ・海路、空路を活用した道路啓開に向けた調整

【P54 5.】

- ・道路管理者と生活インフラ事業者との連携強化

【P53 第 7、P54 6.】

②自治体支援

- ・応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設やスペース等のリスト化

【P69 第 2 (3)、P84 第 2 (3)】

③避難所運営

- ・パーティション、段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置

【P61 第 7.6 (4)、P76 第 7.6 (4)】

- ・避難所における生活用水の確保

【P47 第 2 (1)】

- ・トイレカー等のより快適なトイレの設置への配慮

【P61 第 7.6 (4)、P76 第 7.6 (4)】

- ・高齢化の進展を踏まえた福祉的な支援の充実・明確化

【P62 (8)、P76 (8)】

④物資調達・輸送

- ・運送事業者等との連携による、物資輸送拠点の効率的な運営に必要な人員、資機材等の速やかな確保

【P66 第 2.3、P81 第 2.3】

(2) 最近の施策の進展等を踏まえた修正

①水害対策の強化

- ・道路のアンダーパス冠水等を踏まえた対策の強化

【P53 第5節第1】

②避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

- ・自治体、保健師、福祉関係者等の間で連携した状況把握の実施

【P49 第13 (2)】

- ・在宅避難者、車中泊避難者に対する支援に係る拠点の設置や、被災者支援に係る情報の提供

【P49 第11 (2) (3)】

(3) 関係する法令の改正を踏まえた修正

①水防法及び気象業務法の改正

- ・国が取得した指定洪水予報河川に関する予測水位情報について、国土交通省に求める措置

【P62 第11節第7 (1)】

②災害対策基本法施行令の改正

- ・緊急通行車両確認標章等の事前交付

【P67 第21節第2.4】

③活動火山対策特別措置法の改正

- ・火山災害の想定における火山研究推進本部との連携

【P15 (新設) 第13節】

- ・「火山防災の日」を活用した防災知識の普及

【P32 第2 (1) ①】

- ・登山届等を容易に提出できる仕組みへの配慮

【P50 (新設) 第7節】

2 青森県地域防災計画の修正を踏まえた修正

- ・指定緊急避難場所等の指定の際の留意事項を追加

【P44 第4節第1.1】

【P46 2.ケ】

- ・県備蓄指針の修正に伴い備蓄物資の追加

【P47 (2)】

- ・孤立対策の明確化

【P55 (新設) 第13節】

3 市の防災対策の見直し等による修正

- ・火山災害対策編の新設（別添「火山災害対策編」参照）
- ・火山災害対策編の新設に伴う修正（新旧対照表 各該当箇所）
- ・自然的・社会的条件の時点修正

【P2 第 7 節第 2.】

【P4 第 7 節第 4.】

【P6 第 8 節第 4.1、P7 第 8 節第 4.2】